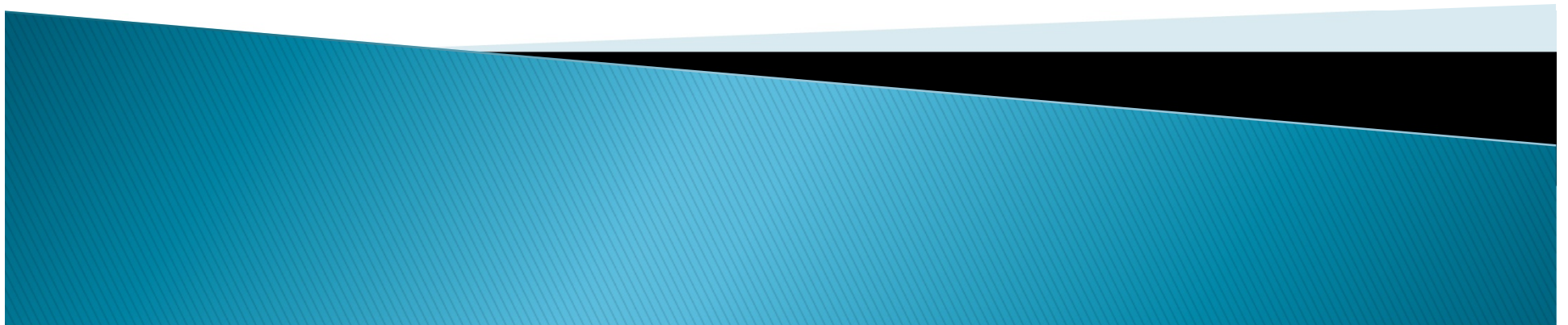


同和教育の成果を踏まえた
今後の人権教育の在り方について
～生徒たちから学んだこと、等～

宝塚大学「人権問題入門」講座
非常勤講師 脇田 孝豪



1. はじめに

定年退職後、返す返す思うことは・・

(1) 「教えていただいた」貴重なことを次代に伝えているか？

⇒ 「同和教育の経験と成果とは何か？」(=A)。

(2) 時代の巨大な転換を垣間見て、思うこと。

⇒ 人権運動としての「部落解放運動の歴史的意義」を考える(=B)。

(3) 「人権教育」を教育活動の全体像の中に正当に位置付け、
中・長期的な観点で社会全体のニーズに応える必要がある。

⇒ 「個人」の意味を考えつつ、「今後の人権教育の在り方」を展望する(=C)。

先輩・同僚教員、生徒・保護者から「教えていただいた」ことを
少しでもお伝えして、皆さん方の今後の教育実践に期待したい。



2. (=A) ある高校での人権教育の実践事例から（その1）

(1). 当事者生徒への深刻な差別事象・差別電話・落書き

(2). 実際の取組みの基本は？

聴き取り(事実確認とカウンセリング)。

教職員全体での課題の共有、保護者・中学校への報告。

生徒集団づくりと教職員集団づくり(課題解決の成果共有)。

(3). 当事者生徒からの訴え《テ-プ》(教職員からの訴えに続き)

○ Aの訴え(当該年度、当該学年の3学期の学年集会にて)。

○ Bの訴え(翌年度、新1年生の学年集会にて)。



3. (=A) ある高校での人権教育の実践事例から（その2）

(1). 3年間、学年生徒全員の「感想文」を読み続けて(差別事象とその取組みの教訓化)

仲間からの訴えが最も効果的(←全生徒3年間の生徒感想文の分析)。

・音声や姿形での具体的な情報、そして、差別に立ち向かう姿勢・態度。

⇒「生徒集団づくり」の教育的意義(Aさん「自分がこんなことが言えるのも…」

自分自身の傷み(被差別体験等)を重ねつつ考える生徒は、深い考察。

⇒職員会議で、「同和ホームルーム」から「人権ホームルーム」に名称変更。

(生徒一人ひとりが「人権ホームルーム」と人権問題の主人公と位置付ける)

「差別した生徒」も、深刻な「被差別の状況」に置かれているのでは!?

⇒「自尊感情」の低さが「差別意識」形成の土台をなしているのでは？

(如何にして「自尊感情」を醸成を図るか？→「パワーグラフ」「レーダーチャート」等の取組み)

～生徒と一緒に何度も「学び直し」にチャレンジしたのだが…「エンパワメント・スクール」に期待！

(2). 「同和教育の経験と成果」を活かして、「人権教育」への展開へ！

(3). その肝心の「同和教育の経験と成果」とは何か？

⇒「教職員研修と子ども理解」(「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」から)【資料 Ⅱ】



4. (=B) 人権運動としての部落解放運動について

- (1). 「賤民廃止令」 (1871) ・明治維新後の一連の施策で、封建的諸制度を一定廃止。
- (2). 全国水平社の創立 (1922) ⇒ 「綱領」・「宣言」【資料】
- (3). 「日本国憲法」・「教育基本法」の制定 (1947) ・封建的諸制度の完全撤廃へ。
- (4). 「同和对策審議会答申」 (国、1965) 【資料】
・「実態的差別」(特別対策)と「心理的差別」(一般対策)の論理。
⇒ **地域改善対策のための一連の「特別措置法」(1969-2001年度)**
- (5). 「同和对策審議会答申」 (大阪府、2001) 【資料】
⇒ **「特別対策」から「一般対策」へ施策の重点を転換。**
・依然として残る「心理的差別」を解消するための施策と取組みは？



5. (=B) 「実態的差別」と「心理的差別」(国の同対審答申)の論理



6. (=B) 人権思想としての全国水平社「綱領」・「宣言」

(1). 全国水平社「綱領」

「一、特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」

「一、吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す」

「一、吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」

(2). 全国水平社「宣言」 から(抜粋)

「吾が特殊部落民よ團結せよ。」

▶ 「吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎さなかった事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。」

「そしてこれ等の人間を剿るかの如き運動は、かえって多くの兄弟を墮落させた事を想へば、」

▶ 「此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自らを解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。」 …

「殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。」

「そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を剿る事が何んであるかをよく知ってゐる吾々は、心から人生の熱と光を願救禮讃するものである。」



7. (=C) そもそも、「人権教育」の位置付けは？

- (1). 「国際連合憲章」、「世界人権宣言」(1948.12.10)、
「国際人権規約」「子どもの権利条約」「女子差別撤廃条約」、等々。
⇒ 関連する国内法の改正・制定(「男女共同参画社会基本法」、等々)
- (2). 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)【資料】
⇒ 「人権教育の指導方法等の在り方について」【第三次とりまとめ】【資料】
- (3). 「大阪府人権教育基本方針・人権教育推進プラン」(平成11年)
・「我が国は、日本国憲法を施行して半世紀、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、具体的な取組を進めてきた。しかし、様々な人権問題が存在している。すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、すべての人々が、自ら積極的に考え、行動することが、こうした人権が尊重される社会をつくるために必要である。中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。」
- (4). 「日本国憲法」(抜粋、「教育基本法資料室へようこそ!」から)【資料】
⇒ 特に、第13条「すべて国民は、個人として尊重される。」について【資料】
・他に、第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」
第97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」、第98条「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律(以下省略)」
- (5). 「教育基本法」(平成18年、抜粋)【資料】

8-1. (=C) 「個人(in-divid-ual)」の意味を考える

例えば、「私は何者？」と問われると、

= 何重もの「社会的属性(Social Identity)」の総体と考えうるのでは？

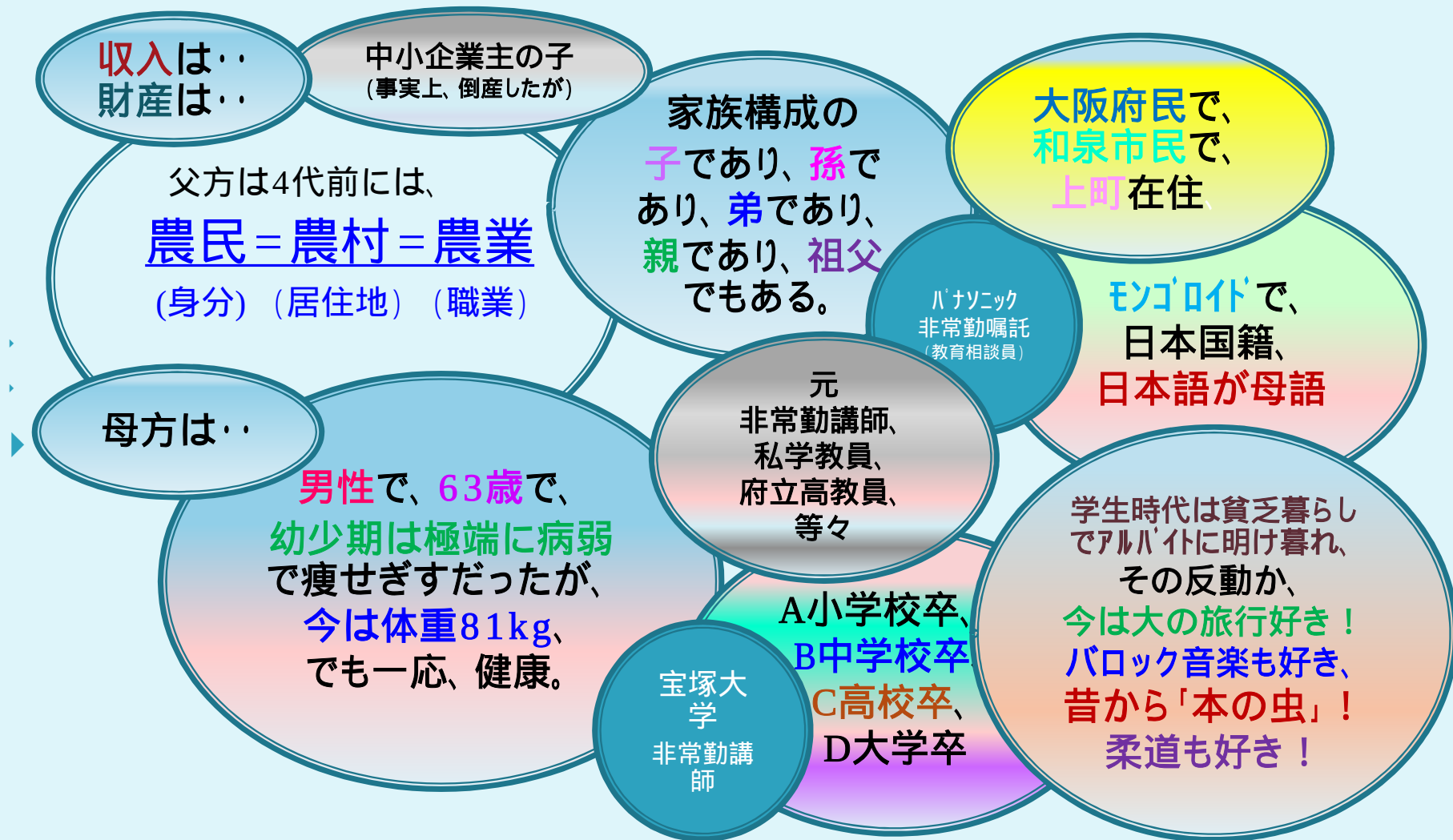
そして、これらの集合体が「個性(Personality)」を構成するのでは？



8-2. (=C) 「個人(in-divid-ual)」の意味を考える

「社会的属性(Social Identity)」を取り上げ、「～の性に！」と投げ付けると、すべて差別表現では!?
そこで、差別の源泉となりうる「社会的属性(Social Identity)」のすべてを剥ぎ取る(divide)と…

⇒ 抽象的な「個人(Individual)」だけが残る！ ⇔ これは「個性(Personality)」と正反対の概念では！



8-3. (=C) 「個人(in-divid-ual)」の意味を考える

- (1). 例えば、「私は、いったい何者！？」の答えとして、
= 何重もの「社会的属性(Social Identitiy)」の総体である、と考える。
- (2). 「社会的属性(Social Identitiy)」の総体が、「個性(Personality)」を構成するのでは？
- (3). それらの「社会的属性(Social Identitiy)」のいくつかを取り上げて、
「～の為に！」と投げつけると…すべて差別表現となるのは、何故か!?
- (4). 社会的差別の源泉となり得る「社会的属性(Social Identitiy)」を剥ぎ取った
⇒抽象的な「個人(individual)」が発見され、「自由」「平等」の概念が生まれた！
- (5). 「個性(Personality)」や「個人的な(personal)」と正反対の概念なのでは？
(そもそも「ペルソナ」は、ギリシャ演劇で用いられた「仮面」が語源と聞く)
- (6). この大発見は自然法思想から生まれ、近現代の憲法思想の根幹をなす。
例えば、ルソー『社会契約論』(岩波文庫)の有名な冒頭は…
「人間は自由なものとして生まれた。しかもいたるところで鎖につながれている。
自分が他人の主人であると思っ**て**いるようなものも、実はその人々以上にドレイなのだ。」
(⇒全国水平社「綱領」「宣言」の人権思想と対比すべきでは？)

9-1. (=C) 「『今後の人権教育の在り方』を考えるヒント」を考える

「みんな同じやろ！」 V.S. 「互いに違いを認め合い」

(同和教育?)

(在日外国人教育) … 何が「同じ」で、何が「違う」のか？

⇒ 「『すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現』に向け、在日外国人施策を推進する」(「大阪府在日外国人施策に関する指針」から)

「人権教育」の共通の原則と目標は？ (= 上記の下線部分では?)

(日本国憲法の)「理想を実現するため」、日本社会の様々な人権課題解決のための教育として、

- 同和教育 = 同和問題解決に資する教育、○ 在日外国人教育 = 在日外国人問題解決に資する教育、
- 男女平等教育 = 女性問題解決に資する教育、○ 特別支援教育 = 障がい者問題解決に資する教育、
- 平和教育、○ 環境教育、○ 子どもの人権問題、…等々

「人権」と「共生」を一体化した理念 (例えば)「人間」

⇒ 「人権(human-rights)」の根幹「個人(individual)の尊重」は、「封建的な諸関係」を破砕するための理念では？
(だから、「差別してはダメ！」という禁止・否定による表現と態度形成になりがちとなるのではないか?)

⇒ 「個人(individual)の尊重」を前提に、今後は「社会的属性(identity)」を豊かに再構築していく営みが必要では？

ここで想起するのは、全国水平社「綱領」の「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」、
そして「宣言」の「人間を尊敬する事によって自らを解放せんとする」にある「人間」という概念。

⇒ 「個人(individual)の尊重」を根底に据えた「豊かな人間関係・社会関係づくりの力の育成！」



9 -2. (=C) 「『今後の人権教育の在り方』を考えるヒント」を考える

「一般施策」としての人権教育・啓発、その基本理念は？

その人自身のため、差別的な観念や偏見から豊かで深い人間性を救い出すといった発想が必須。

人権尊重の行動と態度の前提となる豊かな人権感覚を育成するには？

「家庭教育」と家庭を取り巻く「地域社会の在り方」、家庭教育と社会教育との連携が必須。

(学校教育もさることながら、一人ひとりが人権が尊重された社会関係の中で育成されることが最も大切なのでは？)

『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』(2000年)

⇒ 「人権教育の指導方法等の在り方について」(調査研究協力者会議・第1次～第3次とりまとめ)。

そもそも、様々な人権課題にかかる運動と教育・啓発の成果がメゾット押しではないか!?

⇒ 例えば、「今後の特別支援教育の在り方について」(平成15年3月、最終報告)、

⇒ 「学校教育法」改正(平成19年4月1日から「特殊教育」→「特別支援教育」へ)、

⇒ 「障害者基本法」改正(平成25年)へと法整備。

新「教育基本法」を改めてみてみよう！ ～まさに「山滴る」状況ではないだろうか？

・第4条で「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」、
第10条第2項「国及び地方公共団体は、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」、

第11条「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、
幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」、

第13条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」、等々の新条項が追加されている！！

さらに、第18条「この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。」とある！！

10. 終わりに(=新たな始まり)あたって

(1). 人権教育の現状と展望は？

今まさに、「山滴る」ごとき社会環境。

(2). 「教育」活動の最前線と、その帰趨は？

子どもの教育ニーズをどう把握し、その実現をどう図るか？に懸る。

(3). 「同和教育の経験と成果」に学ぶとは？

「教職員研修と子ども理解」は、教育活動の深い原則そのもの。

(4). 現状変革のエネルギーを掘り起こすには？

苦心惨憺があっても、子どもと親の笑顔で報われるのでは？

(5). 最後に、公立学校の最大の教育的資源とは？

人事異動があって、公立学校間のネットワークがある。

学校間ネットワークを活用しての教育実践交流と研究開発が可能。

教育センター研修に限らず、研究会活動への積極的参加を！

